

新旧対照表

別紙 14

【輸出入・港湾関連情報処理システムを利用した海上貨物の到着即時輸入申告扱いについて（平成 15 年 8 月 22 日財閥第 889 号）】
 （注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>2. 輸入申告</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 輸入許可</p> <p>イ. 輸入申告の内容と積荷目録の内容とが一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）（以下「関税等」という。）がない場合、納税方式がリアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利用する方法（以下「MPN 利用方式」という。）によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。</p> <p>ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の納付が確認された後に輸入許可となる。</p> <p>□. (省略)</p>	<p>2. 輸入申告</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 輸入許可</p> <p>イ. 輸入申告の内容と積荷目録の内容とが一致した場合には、納付すべき関税及び内国消費税（地方消費税を含む。）（以下「関税等」という。）がない場合、納税方式が<u>専用口座振替方式若しくは</u>リアルタイム口座振替方式による場合又は直納方式若しくはマルチペイメントネットワークを利用する方法（以下「MPN 利用方式」という。）によるものであって納期限延長制度が適用される場合には、輸入申告後直ちに輸入許可となる。</p> <p>ただし、口座残高不足の場合又は直納方式若しくは MPN 利用方式によるものであって納期限延長制度が適用されない場合については、関税等の納付が確認された後に輸入許可となる。</p> <p>□. (同左)</p>